



令和6年度 兵庫県相談支援従事者初任者研修

基幹相談支援センターの基本的な役割と 自立支援協議会について

阪神北圏域コーディネーター 神谷 牧人（株式会社アソシア）

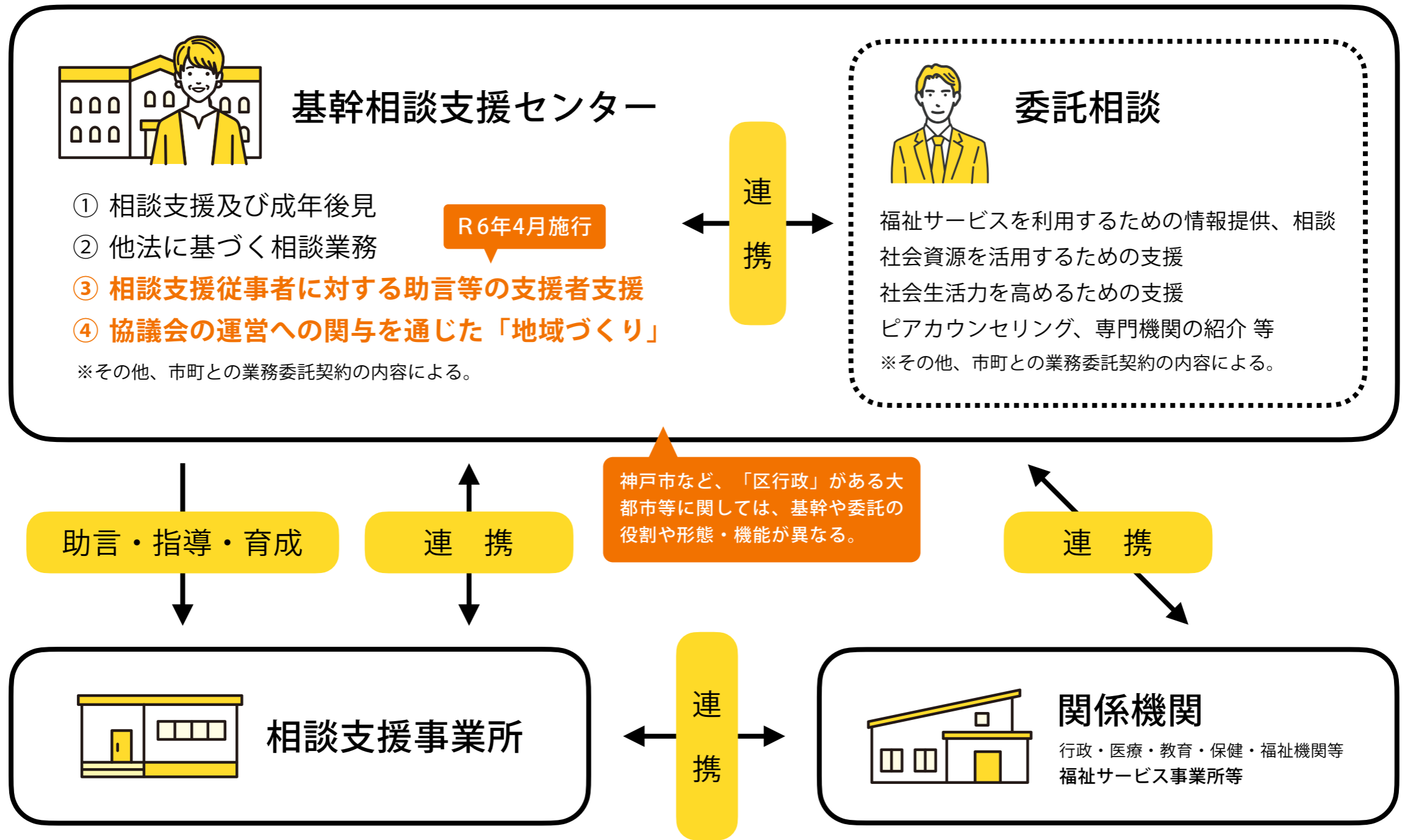
基幹相談支援センターの基本的な役割と 自立支援協議会について

阪神北圏域コーディネーター 神谷 牧人（株式会社アソシア）

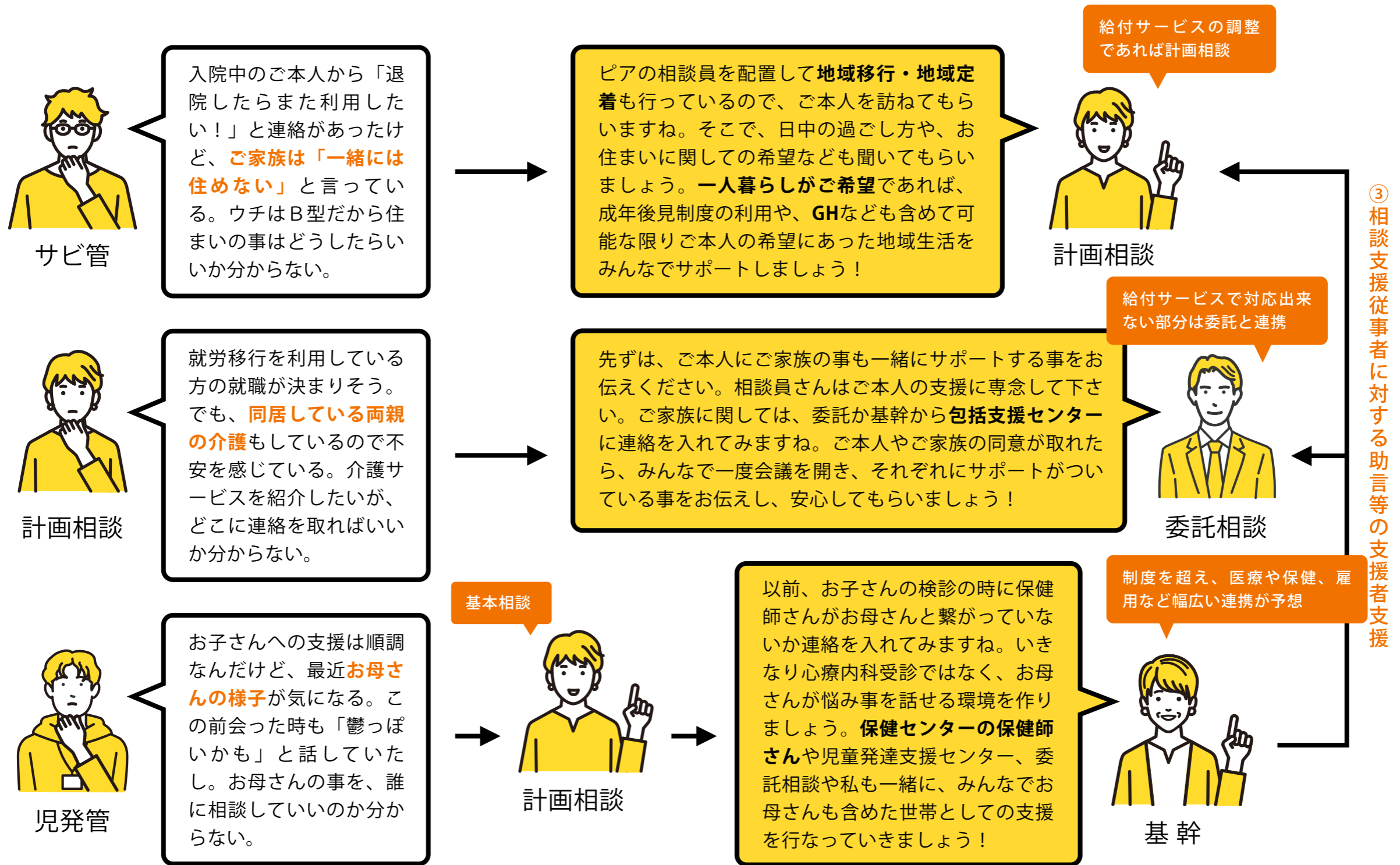
- 1) 基幹相談支援センターの基本的な役割
- 2) 相談支援従事者に対する支援者支援とは
- 3) 協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは
- 4) 自立支援協議会とは
- 5) 自立支援協議会の機能
- 6) 自立支援協議会の構成
- 7) 自立支援協議会を機能させるポイント
- 8) 協議会における事務局会議や基幹の役割
- 9) 協議会の年間スケジュールのイメージ
- 10) 協議会の評価機能
- 11) 相談支援専門員やサビ児管の皆さんへ



1) 基幹相談支援センターの基本的な役割



2) 相談支援従事者に対する支援者支援とは



2) 相談支援従事者に対する支援者支援とは



基幹相談支援センター

今回は、関係者も一緒に支援が出来てよかった！ただ、このような事例は、**今回だけではなく以前にも**同様の事例があり、また**今後も同じような事**で、ご本人やご家族そして相談員や事業所も、どこに相談したらいいの？という事が起きそうだね。

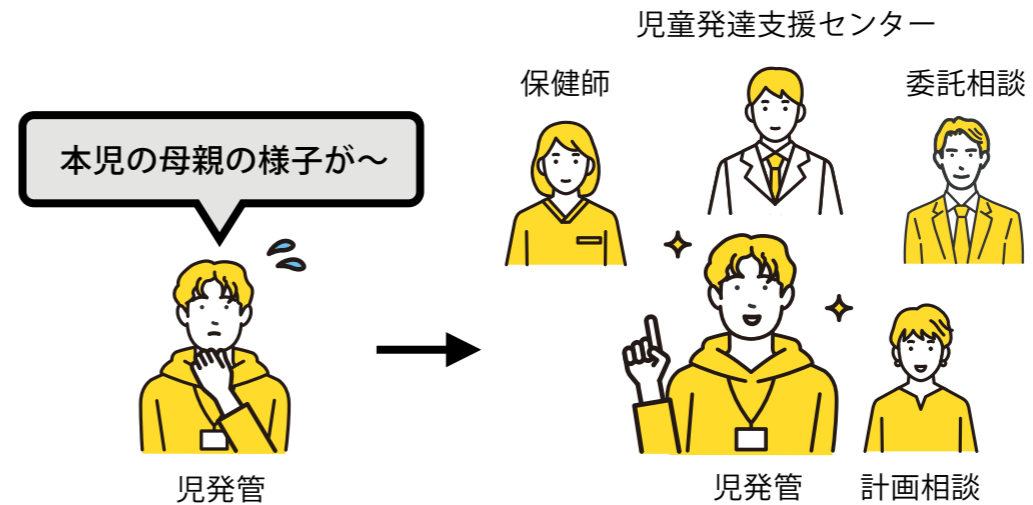
勘違いしてはいけないのは、サビ児管は「事業所以外の事は計画相談がやってくれる」は間違いなので後ほど説明します。



3) 協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」とは

R6年4月改正後の基幹の役割

- ① 相談支援及び成年後見
- ② 他法に基づく相談業務
- ③ 相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ④ 協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」



R6年4月改正後の協議会の役割

- ① 協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組が重要。
- ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。
- ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し守秘義務を課す。

今回の事例を通して、相談員や事業所からも「いつでも今回のチームに相談できると心強い」「ご家族からも、機関一覧などの冊子があればとよく言われる」との意見も上がっている。この機会に、今回のメンバーを中心に仲間も増やして、何か**仕組み化**や連絡窓口の一本化、ルール作りなどが出来ないかな？



基幹相談支援センター

基幹は相談支援従事者に対して、制度を超えた支援体制の構築など助言や支援を行います。

そこで見えた、今後、他の事例でも起こりうる「共通する地域の課題」を、基幹は協議会の運営に関与しながら、地域の関係機関を巻き込み「新たなサポート体制」を創る事が「地域づくり」になります。



4) 自立支援協議会とは

協議会とは・・・その前に、総合支援法における目的

(目的) 第1条 この法律は(省略)、障害者及び障害児が^①基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業^②その他の支援を総合的に行い、^③もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

① 日本国憲法 第25条
第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 給付事業や移動支援などの地域生活支援事業だけの提供ではなく、「その他の支援を総合的に」行う



③ 例えば「障がい者は施設」ではなく、障がいの有無に関わらず、全ての国民が互いに尊重し合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的にしている。 ※施設そのものが悪いという訳ではありません。

「グループホームに入れたから良かったね！」ではなく、夜や休日をどのように過ごしたいのか？動画配信サービスを見たり、コーヒーの美味しいお店に行くなど、国民であれば誰もが等しく保障されている権利を行使できるように、その他の支援を総合的に組み立て、地域社会で文化的な生活を実現できるようにすることが基本となります。

4) 自立支援協議会とは

地域自立支援協議会の位置付けの改正

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

改正後

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

第2項 改正

協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への^①適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての^②情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

② 第3項・第4項 新設

協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。

③ 第5項 新設

個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。

5) 自立支援協議会の機能

自立支援協議会の機能

評価機能	<ul style="list-style-type: none">・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用
開発機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の社会資源の開発、改善
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none">・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
調整機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の関係機関によるネットワーク構築・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
情報機能	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の現状、課題等の情報共有と情報発信
教育機能	<ul style="list-style-type: none">・ 構成員の資質向上の場としての活用



色々な機能があるのはなんとなく分かったけど、それぞれは具体的にどんな事をするんだろう？

利用者の方はもちろんだけど、相談員や事業所にどんな良い影響があるのかイメージがつかないな・・・



5) 自立支援協議会の機能

情報機能とは

協議会では、相談や就労、児童などの「〇〇連絡会」を設置し、地域の現状、課題等の情報共有と情報発信を行うことができます。

自閉症、強度行動障害の方への対応について、他の事業所がどのように対応しているのか知りたい。

職員が一緒であれば、買い物や支払いは出来るようになったけど、一人だとまだ不安が強くて・・・

利用者の方から、GHを利用して一人暮らしをやってみたいと相談されたけど、インターネットとかで検索出来るのかな？



強度行動障害の方の受け入れも積極的に行なっている、行動援護をやっている〇〇〇事業所さんは、定期的に〇〇大学の〇〇先生に来てもらっているらしいよ！

〇〇スーパー〇〇店は、2年前から障害者雇用を始めたらしく、その頃から障がいがあるお客さんへの言葉掛けがいい！って評判だよ。

隣の市になるけど、〇〇駅から徒歩8分の所に新しいグループホームがスタートしたらしいよ！

5) 自立支援協議会の機能

調整機能とは

保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な分野がそれぞれにどのような専門性や資源を有しているかについての認識の共有し、協働できる接点を見出す。

対応が難しい方や、受け入れ日数に限りがある場合、市内の事業所や地活等と協力し合って本人の毎日の居場所をサポートできないかな？

商店街から「1日1時間ぐらいでもいいから、5～8名ぐらいで清掃やゴミ拾いをやってくれないか？」と話が来ているけど、うちの事業所からは2名ぐらいか出せないから断ろうかと・・・



それぞれに関係する事業所や、地域生活支援事業なども活用し、協力関係を構築して地域で安心して暮らせる町にできるよう、みんなで役割分担し力を合わせよう！

一事業所だけで対応するのではなく、同じような作業を行っている事業所を集めて、皆で分担出来ないか協議しよう！ちなみに、商工会などからも「人手が足りない」という話も聞いているので「共同受注」も視野に入れ、福祉事業所だけでなく、企業や団体も一緒に話せる場を作ろう！

5) 自立支援協議会の機能

開発機能とは

フォーマルな資源やインフォーマルな資源、また、形のある資源や形のない資源など、様々なものを組み合わせ、新たなサポート体制を構築します。

福祉タクシー券の申請が窓口に行かないとできない。市役所へ手続きに行くためにタクシー券を使用しているため、違う申請方法はないかと相談を受けたのですが・・・

〇〇特別支援学校に登校する際に、学校送迎バスがあるけど、〇〇地区においては距離が遠いため、最初に乗っている生徒は1時間半ほど乗っている時間があり、生徒の負担も大きい。でも、しょうがないですね・・・



〇〇県〇〇市は、窓口業務のICT化に伴い、各種申請がスマホでも可能になり、タクシーの既存のオンライン決済にも対応するシステムを構築したみたい。本市でも検討を進めて行こう！

〇〇地区は駅からも遠く、電車を利用しづらいため、多くの方はバスを利用している。ただ、特別支援学校に行くためにはどうしても乗り換えが必要に。「特別支援学校には、ここで乗り換えて下さい」と途中でアナウンスを入れることが出来ないか、バス会社に打診してみよう！

5) 自立支援協議会の機能

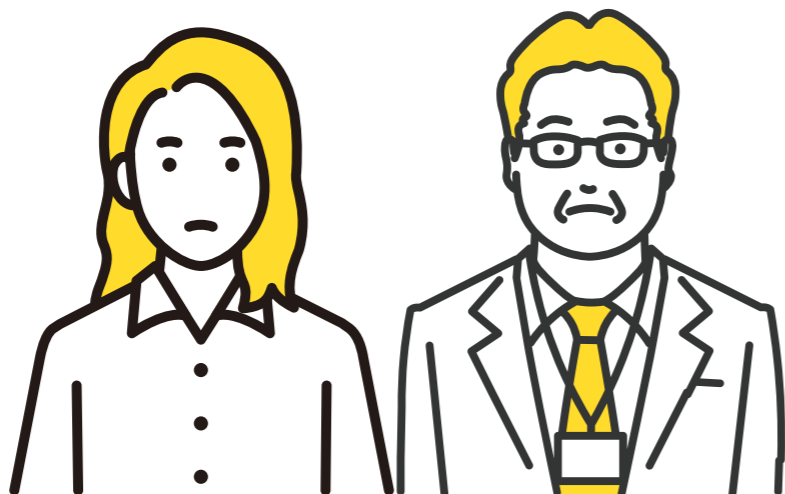
教育機能とは

初任者研修や現任者研修などの法定研修だけは、様々な専門性を深めていくことは困難です。また、教育機能は支援者のみならず地域をも対象にする事が重要です。

強度行動障害や若年性認知症、高次脳機能障害など、利用される方がいないので、どう支援して良いのかよく分からない。

学校から「ADHD」と「ASD」の違いは分かるが、それぞれにどのように対応して良いか難しいと相談された。

ウチみたいな小さな事業所では、新人が入っても丁寧な研修の実施が難しい。



特に専門性が高いものや、医療的な知識も必要となるものに関しては、一事業所で研修を実施するのは困難だと思うので、地域で一緒に開催しよう。若年性認知症などは包括支援センターにも協力してもらい、自治会も一緒に開催できるように企画しよう！

最近は、企業でも「発達障害」に対する理解も高まっているので、就業・生活支援センターと連携して、学校・企業を対象とした研修を実施しよう！それが機会となって、卒業後の就職などにも繋がるといいな！

5) 自立支援協議会の機能

自立支援協議会とは

給付事業などの福祉サービスだけで障がいがある方を支えるのではなく、地域のインフォーマルな資源を活用する事が、ノーマライゼーションやエンパワメントに繋がり、障がいの有無に関係なく、誰もが安心して生活できる地域を創る事になる。



地域のみんなが繋がって支える仕組みを創るというのは、何も障がいがある方だけが享受するものではなく、利用者の方を支える支援者も同じように、困った時に一人で抱え込まず、安心して周りにSOSが出せる地域という事です。



6) 自立支援協議会の構成



仕組みやネットワークで対応した部会の取り組みを一過性のものにせず、自治体に対し施策や福祉計画へ盛り込むよう提言。



福祉だけでなく、地域や民間にも参加して頂き、構成員のネットワークや知見を活かし、部会に（情報や人材等の）アドバイスや助言を行う。

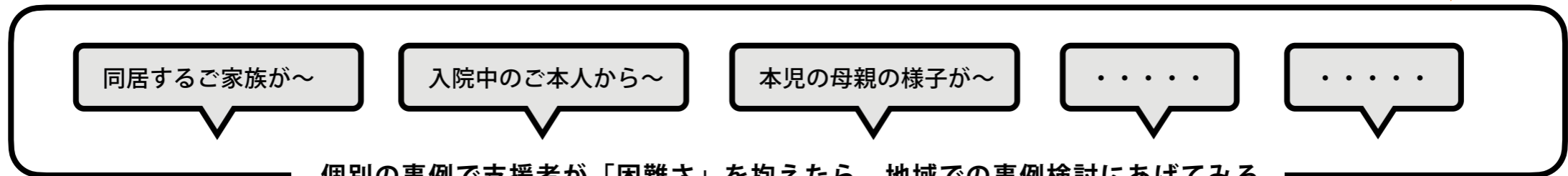
個別事例から「共通する地域課題」を、仕組みやネットワークを構築する事で対応出来ないかを部会で検討する。

仕組みやネットワークを構築する事で対応できた事例（上手くいかなかった事例）を本会議で報告する。

地域とは、自治会長や民生委員、教育関連、NPO法人等。民間とは、商工会や学習塾、スーパー、企業等。

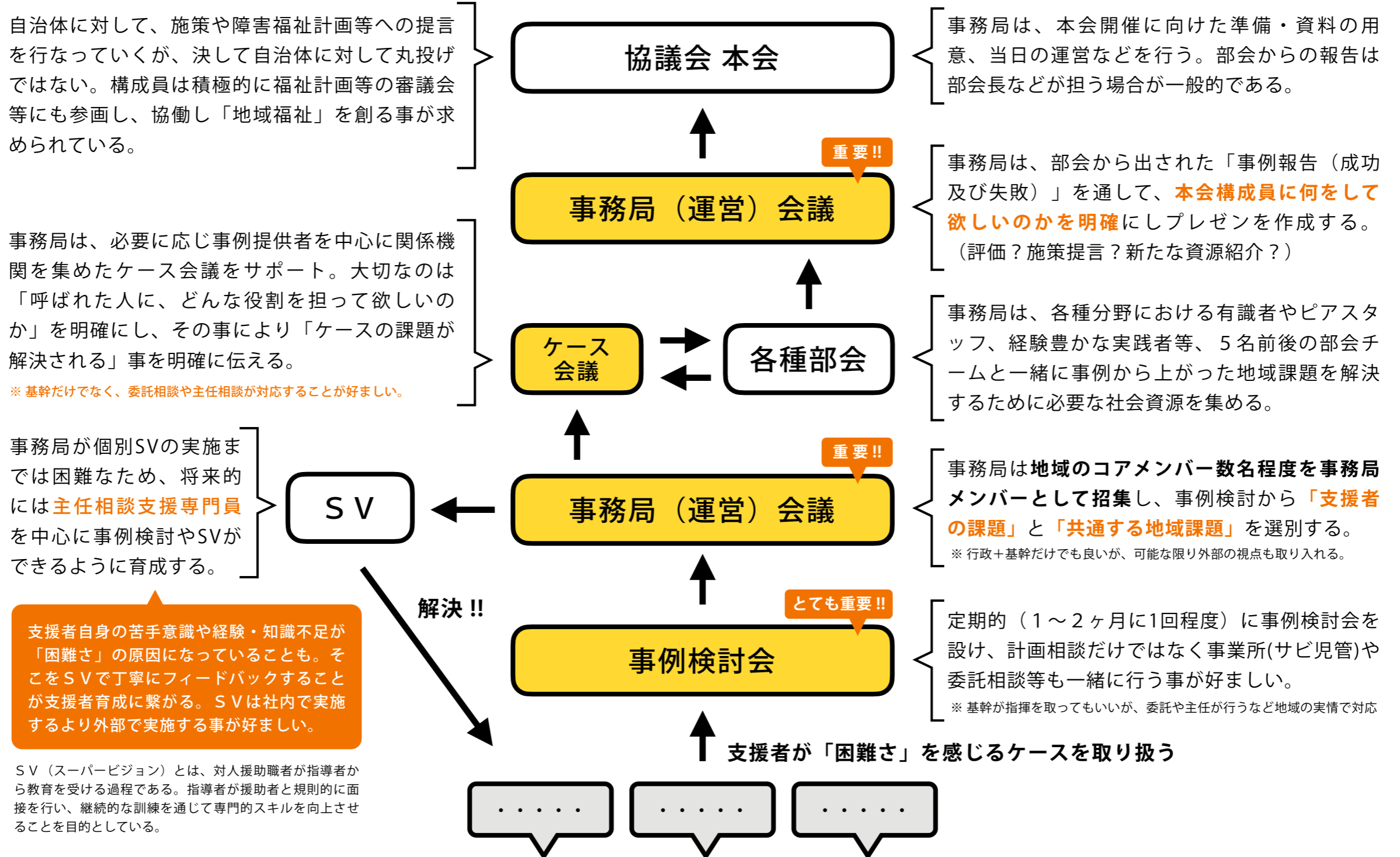


とても重要!!



個別の事例で支援者が「困難さ」を抱えたら、地域での事例検討にあげてみる

6) 自立支援協議会の構成



7) 自立支援協議会を機能させるポイント

個別事例から生まれた地域課題の協議

R6年4月施行

個別事例

相談員や事業所が抱えている共通する当事者や家族を取り巻く地域の課題



部会

多様な制度の活用や地域の社会資源を活用し課題が解決される。抱え込まない



本会

自治体の施策や福祉計画に反映される。また、新たな情報や社会資源がもらえる

例) 当事者の方の高齢化も進み、ご高齢の両親も含めて世帯支援が必要だけど、どのように高齢分野と連携を取っていいのかわからない。

皆と一緒に考えてくれるから安心です！



本会構成員からの課題提起

本会

構成員の個人的な見解なのか、地域課題なのか不明瞭なまま課題が提起



部会

提起された課題解決のために、年に数回部会が招集され相談員の時間が取られる



個別事例

部会での取り組みと自身が担当しているケースの課題解決は繋がっていない

例) (売上に困っていない事業所もある中で) 就労系の事業所で共同販売やバザーなどを開催してみてもいいのでは？今はオンラインショップとかも簡単に開設出来ると思うよ～どう？

ケースの課題は解決しないし、仕事も増える

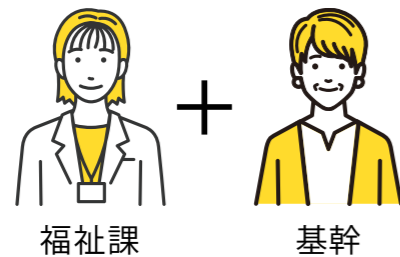


7) 自立支援協議会を機能させるポイント

協議会を機能させるための事務局（会議）

地域の自立支援協議会が、有機的に機能するための最も重要なポイントは事務局（事務局会議とも言う）をどのような構成にするか！という事です。ただし、この体制に関しては、人口規模や福祉事業所数などの社会資源に大きく影響を受ける所でもあり、また、国も明確に定めていないため、地域によってその構成は様々です。ただし、設置主体はあくまでも行政なので**主体は行政**にあります。ここでは、近年多く見られる基幹を中心とした事務局の構成（課題もある→P21）の他に、考えられるいくつかのパターンを紹介します。

ミニマム型



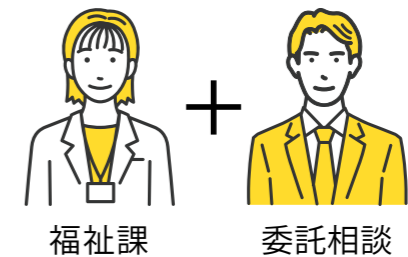
行政主導型



基幹+委託型



基幹未設置型



今後、想定される有機的な事務局体制とは

近年では、「主任相談支援専門員の位置付け」「地域の個別事例から課題解決」「全ての市町村において基幹設置の努力義務」が明確化。よって、今後の協議会の事務局体制に関しては、次のような形が理想的だと思われます。また個別事例からの地域課題抽出を考えると、行政だけの運営で事例検討を定期的実施するのは困難です。地域での事例検討に関しては、基幹や委託相談の業務（契約）内容の重要な1つになる事が予想されます。



※ 圏域コーディネーターや有識者、積極的に地域に根ざした活動を続けている事業所の管理者やサビ児管等

以後のページ（資料）につきましては、**仮に基幹が事務局を担った場合を想定しています。**

9) 協議会の年間スケジュールのイメージ

事務局目線での本会及び部会と、地域での事例検討との連動

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
本会	⑦	評価		④	目標			⑤	報告			
事務局会議↑	資料作成	運営		資料作成	運営			資料作成	運営			
事務局会議↓	確認(C)	改善(A)	計画(P)	実行(D)	確認(C)	改善(A)	計画(P)	実行(D)	確認(C)	改善(A)	計画(P)	実行(D)
〇〇部会	(WG)		第1回		(WG)		第2回		(WG)	⑥	第3回	
〇〇部会	(WG)		② 第1回		③ (WG)		第2回		(WG)		第3回	
〇〇部会	(WG)		第1回		(WG)		第2回		(WG)		第3回	
事務局会議↓	抽出	抽出	抽出	抽出	抽出	抽出	抽出	抽出	抽出	抽出⑧	抽出	抽出
ケース会議	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行	同行
事例検討	○	① ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ① 地域課題の抽出 事務局は、事例検討を開催する中で、支援者の「困難さ」に対して「個別の課題（経験や知識不足）」なのか「共通する地域課題」かを選別。「共通する地域課題」に関しては、関係機関や社会資源を巻き込みながら、ケース会議などを通して実際の事例をサポート。
- ② 仕組み案の提案 ①での地域課題を通して見えてきた不足する社会資源（人材・機関・ネットワーク・ICT等）が、「誰の」「どのような」「協力」があれば解決するのか事務局会議（+コアメンバー）で計画し、そこに必要な資源を持っている人材を部会に招集し、解決策を提案してもらう。
- ④ 事業計画の作成 ①を通して生まれた課題とそれに対する対策案（仕組みづくり）に、②の部会から出て来た提案を踏まえ、今年度で取り組みたい計画を報告する。大切なのは「個別から生まれた地域課題」「それに対する対策」「対策を講じる事で得られる効果」「年度内での達成目標」「本会構成員に求める協力（資源の紹介なのか、機関としての協力なのか）」を本会で報告。
- ⑥ 部会での進め方 1回目で大方向の目標（社会資源創出、仕組み化）設定を行い、2回目では実現可能か？修正は必要なのか？を調整し、3回目では2月の本会発表に向けて何を（施策提言？足りない資源の提供や助言を）求めるのか？の、プレゼンに仕方を協議します。
- ⑦ 事業計画の評価 市町の人口や社会資源の規模などにより、③ワーキンググループなどを設け定期的に確認（Check）を行う。事務局に体力や経験がある場合は、⑤本会に対して**中間報告を行い必要な助言や協力を得る**。⑥年度末に年間報告を行う中で、協議会が基幹や委託の取り組みを評価。

※まだ上手く運営できない、ここまでは難しい場合は、⑧の事務局会議（毎月的事例検討を通して、サポートが必要なケースに介入したケース会議を経た上での）で検討された、「必要と思われる新たな社会資源や、共通する地域課題は〇〇です。」と、実際の事例報告から始まり、ケース会議での取り組みを本会で報告するところから始めてみましょう！

10) 協議会の評価機能

自立支援協議会の評価機能

評価機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 ・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の社会資源の開発、改善
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
情報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の現状、課題等の情報共有と情報発信
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員の資質向上の場としての活用

本会

専門部会
定例会

連絡会
事例検討
SV

協議会ではフォーマル・インフォーマル資源を活用し、それらのネットワークを構築し新たな社会資源の創出が重要となります。

そのために、委託相談は福祉サービスだけではなく、地域での社会資源（コンビニやスーパー、駅員さん、自治会等）を活用した支援が重要です。そして基幹は総合支援法の枠を超えた（権利擁護、医療、雇用、教育、保健等の）包括的な支援体制を構築する事で、地域の相談支援体制の強化を図ります。

委託や基幹が困難ケースの対応だけに追われていないか？計画相談が出来ない役割をきちんと担っているのか？を評価する事も、協議会に求められる重要な機能の一つです。

基幹や委託が、本来の機能を果たせているかの評価も必要



基幹相談支援センター

- ① 相談支援及び成年後見
- ② 他法に基づく相談業務
- ③ 相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ④ 協議会の運営への関与通じた「地域づくり」



委託相談

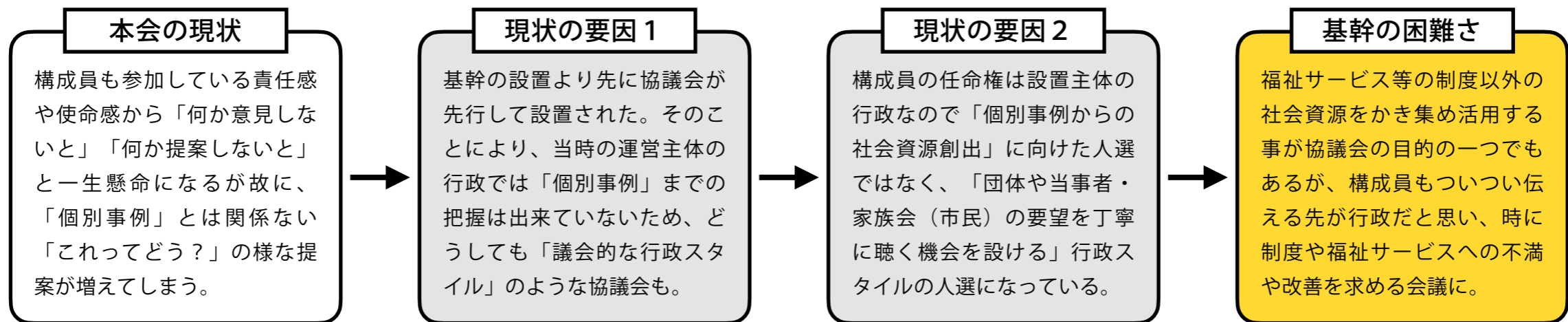
- ① 福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- ② 社会資源を活用するための支援
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング、専門機関の紹介等



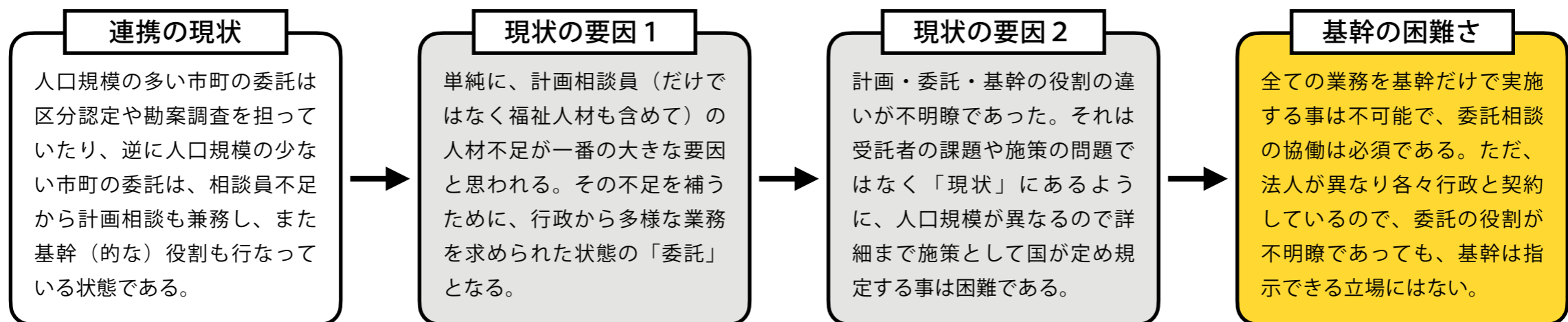
10) 協議会の評価機能

基幹（事務局運営）だけで、協議会の役割を果たしていくのは難しい

自立支援協議会の運営について



委託相談との連携について



10) 協議会の評価機能

協議会の機能化（地域づくり）のために行政ができる事とは

悪いというわけではないのだが・・・



福祉課

協議会の構成員の更新ですが、例年通りにしますね。〇〇会の理事長や、〇〇団体の代表には声をかけておかないといけません。

委託相談ですが、国が示してある契約内容に沿って契約しております。部会や協議会への参加などは、適宜調整の程よろしくをお願いします。

今年は地域移行に力を入れているので、出来れば精神医療関係者を入れて欲しいのですが。今の構成員は知的が母体の団体が多いから・・・

最近、精神の当事者の方でピア研修を受けた方も増えているので、委託相談にはピアスタッフの採用も検討して欲しいけど・・・



現場の情報や実情に配慮した対応



福祉課

協議会の構成員の更新ですが、今年は部会でどのような事を企画していますか？必要な組織や参加して欲しい人がいればお声かけしますね！

指定特定の事業所も増えて来たので、今後の委託相談に関して、ご要望があれば可能な限り契約に盛り込めるように課内でも協議しますね！

就労部会が働きかけた事で、〇〇商店街が積極的に障害者雇用を勧めているので、ぜひ商店街の代表の方に声をかけてもらえると嬉しいわ！


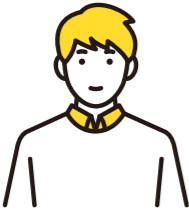
委託が包括と同じ地区割に配置されているので、一緒に事例検討会等ができるよう、可能なら包括との連携を盛り込んでもらえると♪



基幹が協議会の構成や委託相談の契約内容等に影響力を持つ事は、中立公平性の観点からは場合によっては懸念される事もありますが、何かを進める際に中心となる者に権限がない状態で物事を押し進めていく事は非常に困難となります。だからこそ、協議会の機能の一つとしてある「基幹や委託の評価」を行うことが協議会の役割の一つとして設けられているのです。

1 1) 相談支援専門員やサビ児管の皆さんへ

個人（事業所）の課題と共通する地域課題の違い

	事例検討やSVでサポート・育成	部会で協議し、仕組み化
	支援者個人（事業所）の課題と責任	共通する地域課題
 相談支援専門員	「発達障がいがよく分からない」「手帳の申請の仕方を聞かれても・・・」は知識不足です。「精神科病院との連携は・・・」「何度も電話をかけてくる利用者は・・・」は経験やスキル不足です。資格は取得したら終わりではありません、日々勉強しながら経験を積んでいきましょう！	「〇〇駅までの路地が急勾配で、車椅子の本ケースは毎朝で両親が駅まで・・・」「高等特支から卒業し就職した本ケースが、夕方や土日の過ごし方で・・・」と言うように、他にも同様の悩みや課題を共通して抱えているだろうと推測されるのが、「共通する地域課題」となります。
 サビ・児管	病院の外来同行や、休みがちな利用者の自宅訪問・家族との連絡は相談員だけの仕事ではありません。サービス事業所の指定基準にも、サビ管には日常生活を営むための必要な支援を行う事(※)が義務づけられています。事業所の外の問題や課題でも積極的に関わっていきましょう！	「利用者の方の多くが独身で、皆さんパートナーが欲しいと言う声を・・・」「企業から毎月500ケース納品できるなら委託したいが100ケースでは・・・と言われた」と言うような、福祉サービスでの対応が難しい事や、一事業所では対応が困難なものが「共通する地域課題」となります。

※ 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 サービス管理責任者の責務（第59条2項）



B型利用中の利用者の方が、本当はA型に行きたくて、休みがちになっているのであれば、サービス変更の可能性があるので計画相談が把握する必要があります。

B型の事業所には行きたいけど、他の利用者との口論がきっかけや、症状の変化、家族との不和等から来る体調不良であれば、サービス変更の意向はないので、先ずはサビ管が対応すべき内容となります。



高次脳機能障がいや若年性認知症、医療的ケアが必要なケース、地域移行・地域定着なども支援者個人の知識や経験の課題とも取れますが、ケースの数自体も少ないため、担当した経験のある支援者も少ない。そのため「地域で共通して、支援者の知識や経験不足がある」内容などは部会等で扱う事も。

重要なポイントは、自治体や社協などの人材育成に関わる事業と関連付け、「福祉人材研修」として運営を委託する事で「仕組み化」となり、次年度からは部会でまた新たな課題に取り組みますよね！

いかがでしたでしょうか。今回の「基幹」と「自立支援協議会及び部会等」に関しては、あくまでも理想の姿となっております。もちろん、理想だから出来なくても良いというわけではなく、資料内でも述べたように人口規模や市町の福祉サービス事業所の数、インフォーマルの社会資源等により、その形や体制は大きく影響を受けます。ただ、一つ言える事は、基幹との連携や協議会への参加は、決して「余計な仕事」ではなく、利用者の方やそのご家族の生活、そして地域が豊かになっていく事につながり、また、支援者の皆さんの抱え込みを防ぎ、支援者自身も安心して長く働き続けるための「ネットワーク」や「仕組み作り」にも繋がります。よって、支援者自身のためにも積極的に基幹に足を運んだり、協議会にも参画してみてください！

それと、協議会は、ノーマライゼーションの理念のもと、行政と福祉事業者並びに地域が協働で「障がいの有無に関係なく誰もが住みやすい地域」を創る場所です。よって、「言いたい事があるから参加させろ！」と言うような場ではありません。自分達だけの事業所で抱え込むのではなく、普段から積極的に地域や関係機関との関わりを持ち、ご本人のライフステージの変化や、希望や想いの変化、経験や能力や自信の変化、家族や住まいの変化等に応じ、適切に関係機関を巻き込む支援を行っている事業者（支援者）の、そのネットワーク力やコミュニケーション力が、協議会や部会のメンバー（地域づくりの一員）として求められています。



三田市の相談支援体制強化の取組みと 地域自立支援協議会について

社会福祉法人 光耀会

三田市障害者基幹相談支援センター

主任相談支援専門員 宮城 明子

三田市について

(令和6年3月末 現在)

人口	106,691
世帯数	47,166



◇ 障害者手帳交付状況

身体障害	知的障害	精神障害	合計
3,912	1,032	899	5,843

◇ 指定相談支援事業所数:9

指定特定	指定障害児	指定一般
9	8	3

◇ 計画相談実績

障害者総合支援法分			児童福祉法分		
受給者数	作成済数	達成率	受給者数	作成済数	達成率
651	651	100%	530	530	100%

基幹相談支援センターと委託相談の窓口を一本化

◇ 基幹相談支援センター

開設 平成29年7月

運営法人 社会福祉法人 光耀会

人員配置 常勤専従2名（うち主任1名）

◇ 障害者総合相談窓口きいてネット

地域の中核となる相談機能

市内4つの法人が受託

障害者基幹相談支援センター

障害者生活支援センター（委託）

障害者就業支援センター（委託）

精神障害者支援センター（委託）

基幹と委託がそれぞれの専門性をいかして支援



（三田市総合福祉保健センター1階）

基幹相談支援センターの業務内容

1. 総合的・専門的な相談
- 2. 地域の相談支援体制強化**
3. 地域移行・地域定着
4. 権利擁護・障害者虐待防止
5. 障害者差別に係る相談業務
6. 地域生活支援拠点等に係る業務
- 7. 地域自立支援協議会の事務局運営**
8. 基幹及びいきいてネットの周知
9. 医療的ケア児等コーディネーター

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

三田市地域自立支援協議会 (R5.8~)

三田市の実情に応じて、随時
組織体制を見直し現在のかたち
に
事務局は基幹・委託が担う

代表者会 (年1回)

報告連絡

課題検討部会 (令和4年度~、随時)

障害当事者や家族、サービス事業所、障害者団体
学識経験者、特別支援学校、民生委員・児童委員
学生 (実務者など10名程度)

※構成メンバーについては、話し合う
内容により柔軟に対応していく

プロジェクト

地域の
課題

事務局会議 (課題整理、テーマ設定) ※月1

基幹が事務局

ヘルパー事業所連絡会 ※隔月1

地域移行関係者連絡会 ※隔月1

相談事業所連絡会 ※月1回

医療的ケア児等支援連絡会 ※隔月1

個別相談
※随時

ケース会議
※随時

相談支援体制強化の取組み ①

◇ 相談支援事業所連絡会の開催

「地域課題を話し合う場」「発信の場」「情報共有の場」「スキルアップする場」

平成24年度から月1回開催

特定相談支援事業所、委託、基幹、障害福祉課（約25名）

年5回外部講師を招き、スーパービジョン。主任相談支援専門員もスーパーバイザーを担う

「支援の質の向上」「利用者の希望する暮らしの実現」

◇ 特定相談支援事業所の後方支援

「相談支援専門員が抱え込まないように」

相談支援専門員からケースの相談に対応、情報提供 など

基幹、主任相談支援専門員による随時の事例検討

相談支援体制強化の取組み ②

◇ 相談支援専門員研修（年4回）

「支援者同士がつながる場」「スキルアップの場」

内容は基幹、主任相談支援専門員、障害福祉課で相談、決定内容によって相談支援専門員以外の職種にも呼びかけ

初任者研修フォローアップ研修

サービス等利用計画、モニタリング報告書作成のポイント

障害福祉課への提出書類の確認

担当者会議開催のポイント

基本的面接技法

セルフケア など

地域の「支援力」の底上げ

◇ ある生活介護事業所から

「行動障害のある人の支援が難しい」

「通所しづらくなっている人もいる」

「強度行動障害支援者養成研修を修了したが実践に結びついていない」

「事業所内で事例検討はしているが……」



市内5法人の生活介護・施設入所のサビ管・支援者らに呼びかけ

抱えている課題は同じ。法人をこえて一緒に考えよう

R6～強度行動障害支援者連絡会を月1回開催・事例検討を行う(約15名参加)

地域自立支援協議会・医療的ケア児等支援連絡会

【構成員】

分野	
教育	市立特別支援学校
保健	宝塚健康福祉事務所
こども	子ども政策課
医療	訪問看護ステーション
福祉	障害福祉課
	相談支援事業所
	ヘルパー事業所
	療育センター・医療福祉センター
事務局	基幹相談支援センター



「保護者に利用できる制度やサービスが十分に届いていない」 ➡ サポートガイド作成中

「市内には医療的ケアに対応できる事業所が少ない」「卒業後の進路先が限られている」 など

「身近なところで、できることから始めよう」

それぞれの強み、ネットワークをいかして

喀痰吸引等研修を修了しているが三田市では実技を行っている支援者が少ない。
フォローアップ体制をつくり支援者が増えご本人が地域で暮らしやすくなるように。

「喀痰吸引フォローアップ研修を三田市で実施しよう」

市内、隣接市の研修修了者数の把握

アンケートによる研修ニーズの調査

研修場所、準備物、プログラム検討

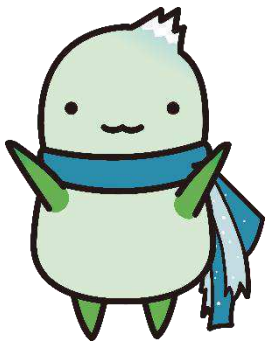
事前学習用 講義動画の作成、配信

当日はグループワークと実技練習

社会資源をつくる、支援のネットワークが広がる



相談支援体制の 強化の取組について



養父市役所社会福祉課

(養父市障がい者基幹相談支援センター)

主査 廣橋 真紀

○養父市について



面積	422 km ²
----	---------------------

人口	21,275
世帯数	9,073

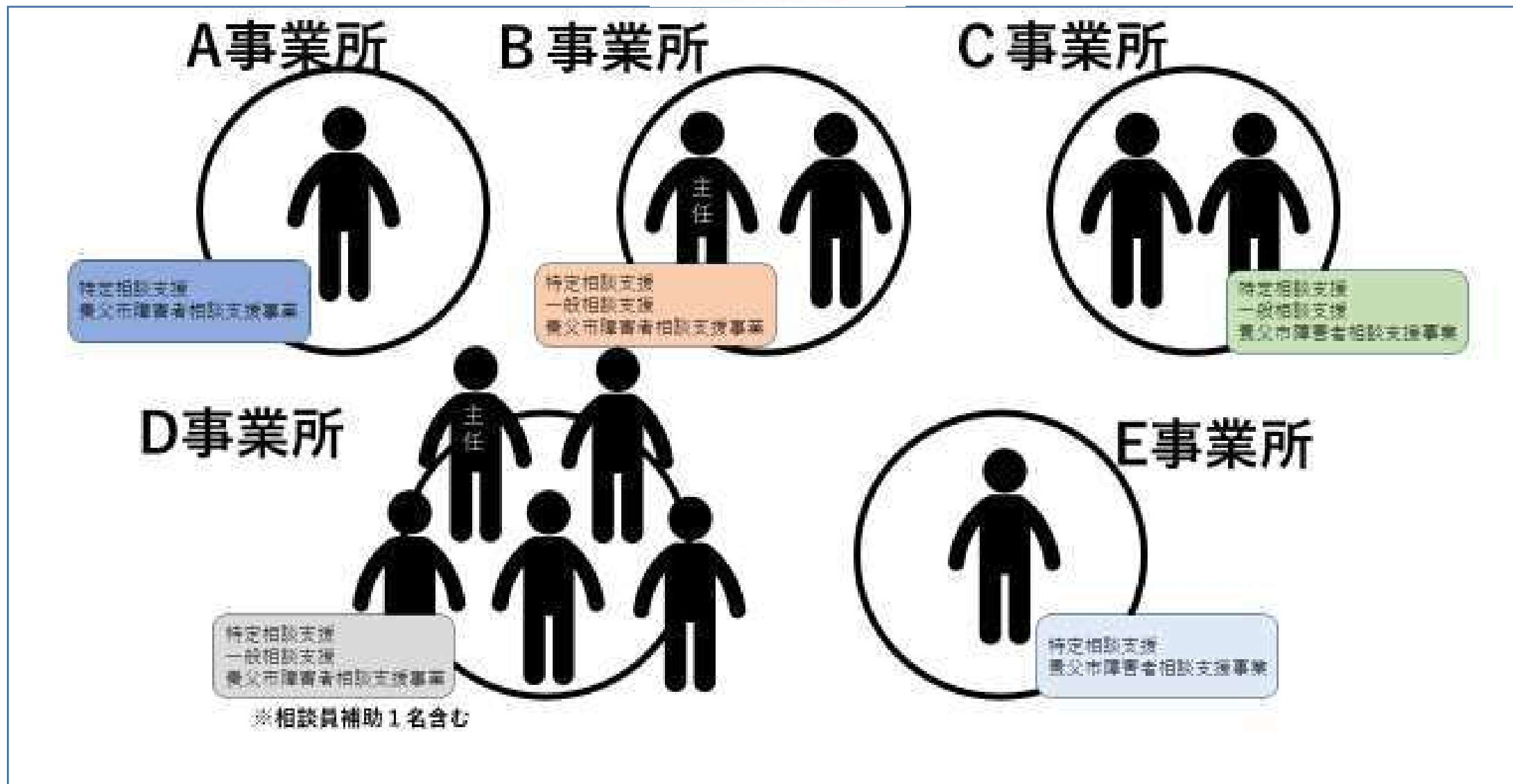
(R6年3月末現在)

手帳交付者数	身体	1,392
	療育	332
	精神	141

(R6年3月末現在)

支給決定者数	障害福祉サービス	287
	障害児通所支援	60

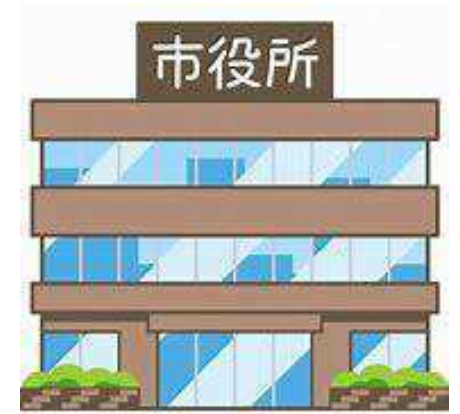
○養父市の相談支援体制



○障がい者基幹相談支援センターについて

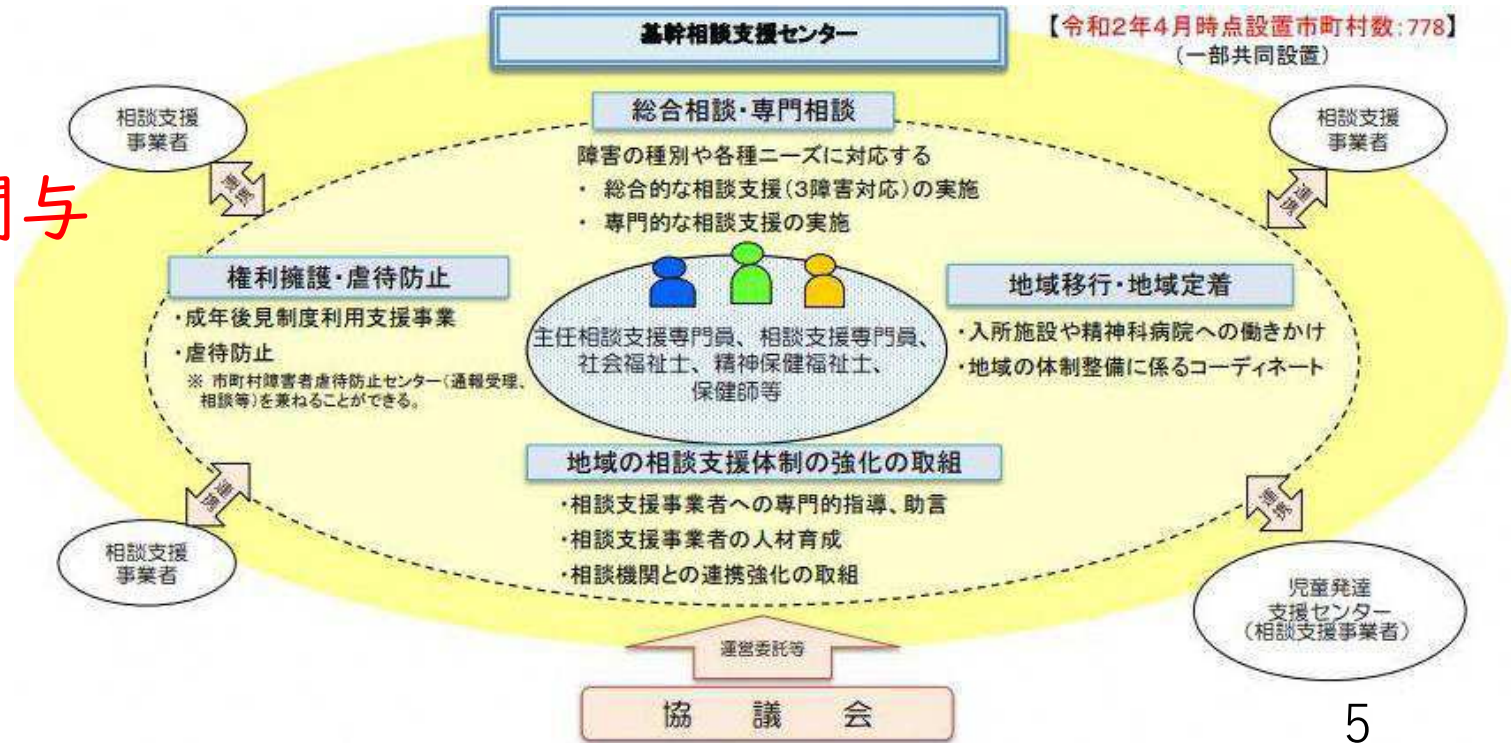
【概要】

- ・ 設置年月日 令和3年4月1日
- ・ 運営方法 養父市による直営
- ・ 設置場所 養父市役所社会福祉課内
- ・ 職員配置 一般行政職（相談支援専門員）0.3名



○基幹相談支援センターの業務

- ◇相談支援体制の強化
- ◇権利擁護・虐待防止
- ◇地域移行・地域定着
- ◇(総合相談・専門相談)
- ◇自立支援協議会への関与



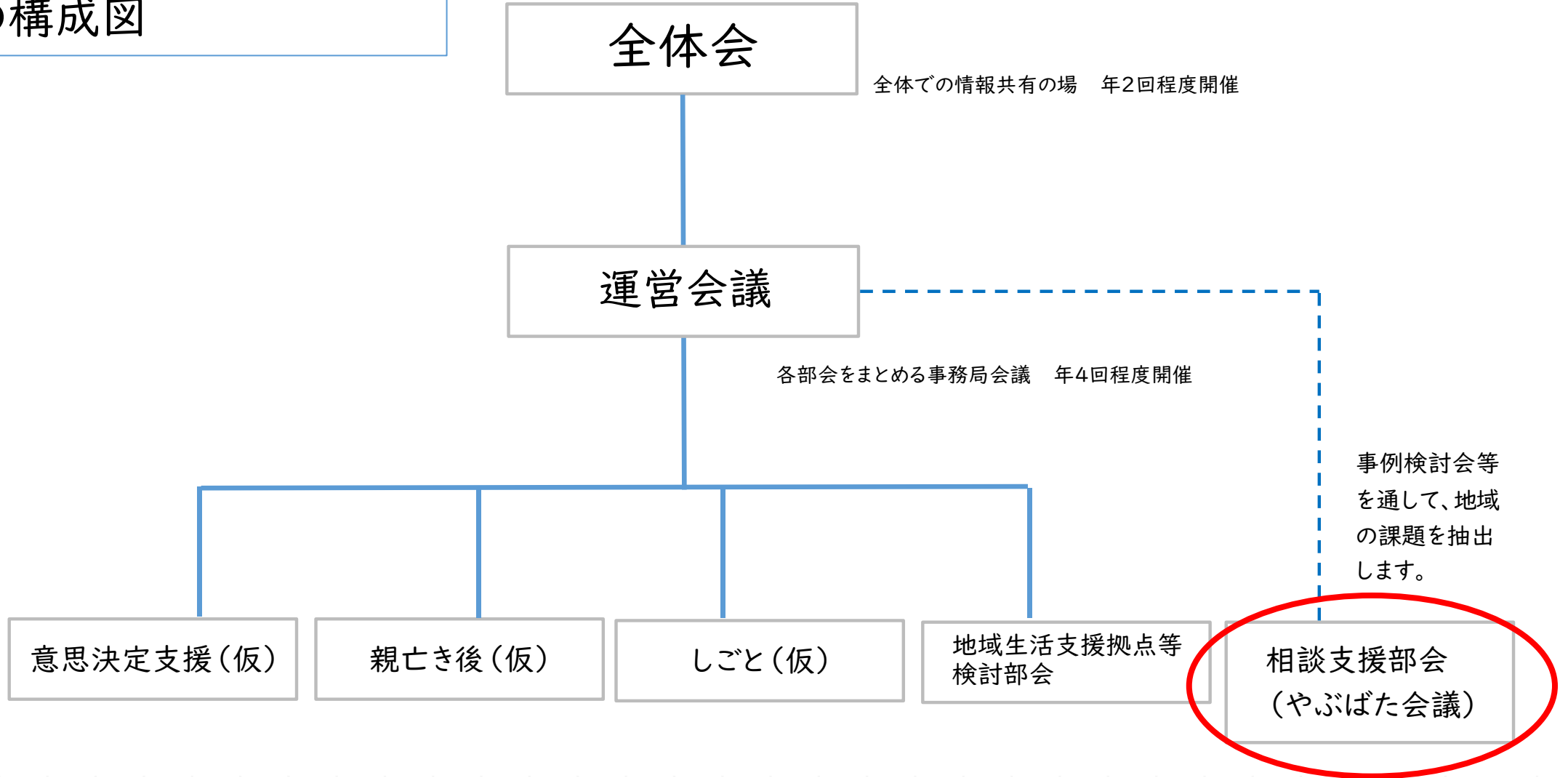
○もっと詳しく言うと・・・①

◇相談支援体制の強化の取組

- ・やぶばた会議の開催（R6年度から自立支援協議会の中に位置づけ）
- ・主任会議の開催
- ・事例検討会（事業所実施版）
- ・各事業所の後方支援（同行訪問）
- ・但馬圏域（3市2町）基幹相談支援センター連絡会

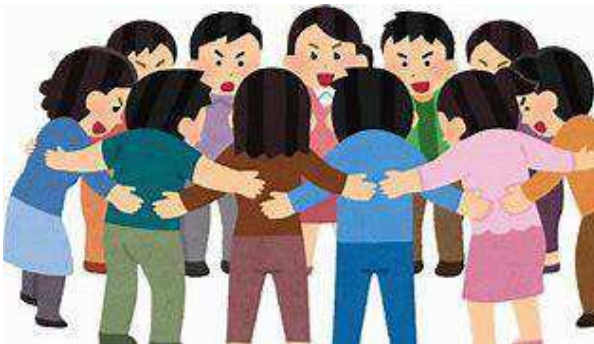


養父市自立支援協議会の構成図



養父市 やぶばた会議の特色

- ・毎月開催。
- ・養父市の委託相談支援事業所5か所、11名（相談支援専門員10名＋相談支援専門員のたまご1名）のやぶばたメンバーズが全員参加。
- ・必ず、会議の最初にアイスブレイクを実施。
- ・内容は、情報の共有、事例検討会、研修、グループワーク。

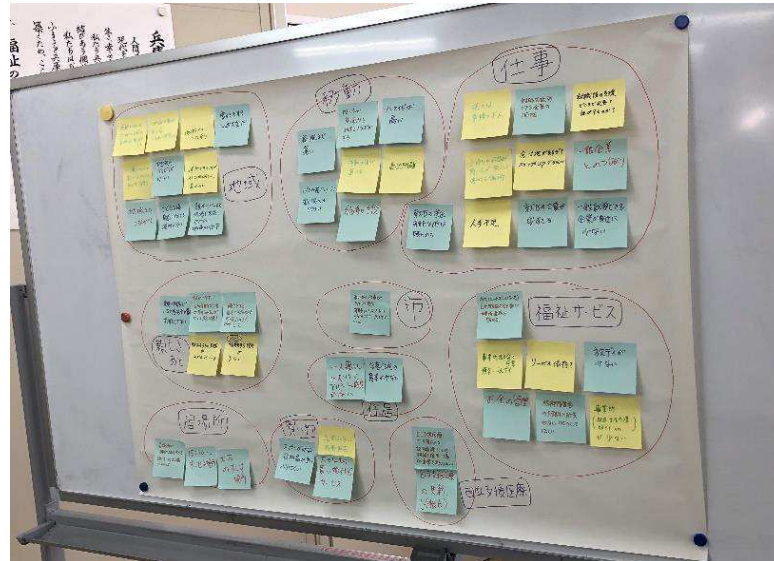


🍀 やぶばた5原則 🍀

- ① 常識をやぶ(養父)る。
- ② 1会1笑を大切に。
- ③ 事例の上にも3年。
- ④ となりを元気に。
- ⑤ だあれも違って、だあれもいい。



やぶばた会議の風景



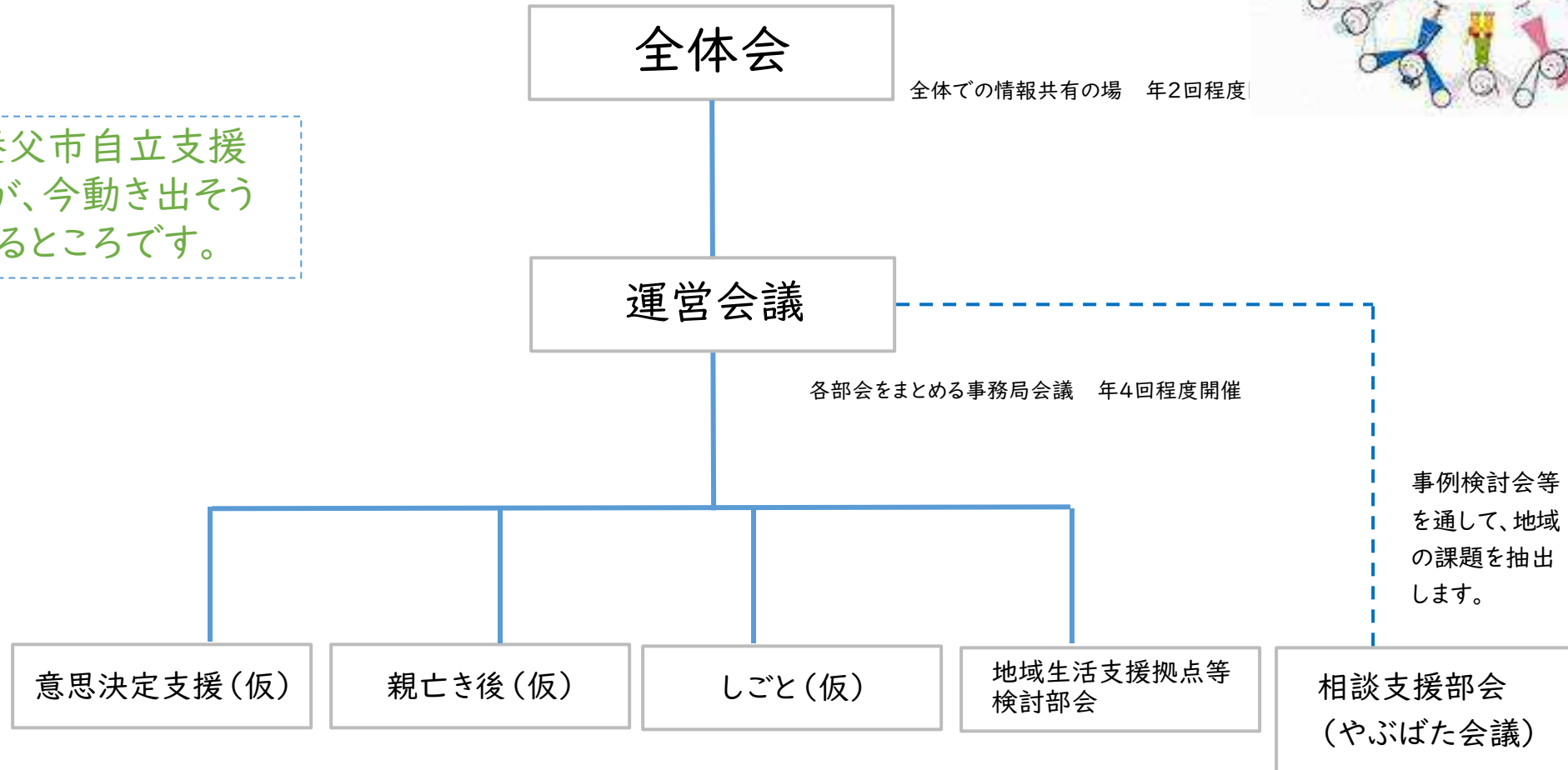
○もっと詳しく言うと・・・②

◇養父市自立支援協議会の取組

構成図



第3期養父市自立支援協議会が、今動き出そうとしているところです。



○養父市自立支援協議会の特色②

自立支援協議会の構成員



全体会	福祉・医療・教育・就労などの関係機関の 代表者 、地域の代表、各障害者団体の代表など
運営会議	主任相談支援専門員 、圏域コーディネーター、各部会の部長・副部長
部会	相談支援専門員 、それぞれの課題に関する事業所等の関係者



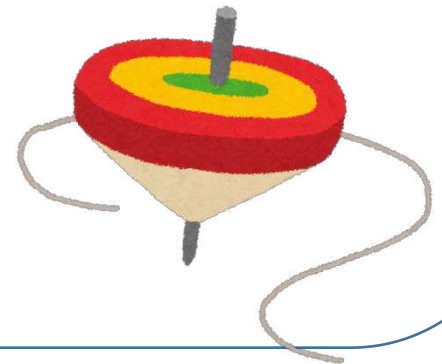
どの会議体にも相談支援専門員が関わってるよ！



○目指す相談支援体制

- ・事業所という垣根を越えて、助け合える関係づくり。
- ・お互いの事業所の良いところを取り入れて、日々ステップアップする仕組みづくり。
- ・困ったことなどを相談しあい、一人事業所であっても一人ぼっちではないネットワークづくり。

・・・**持続可能な、相談支援体制!**



神戸市における 各区障害者相談支援センターの基幹的役割と 地域自立支援協議会

神戸市障害者基幹相談支援センター
柏谷 明子

神戸市の相談支援体系

神戸市人口

1,492,953

(令和 6年 4月1日 現在)

各障害者手帳の交付者数 () 内は18歳未満

身体障害者	72,902	(958)
知的障害者	19,176	(6,536)
精神障害者	21,314	(459)

(令和 6年 4月 1日 現在)

指定相談支援事業所数

指定特定	99
指定一般 (移行)	49
指定一般 (定着)	44
指定障害児	80

(令和 6年 6月1日 現在)



神戸市の相談支援体系【3層構造】

I. 指定特定/一般 相談支援事業所

指定障害児 相談支援事業所

- ・本人、家族の相談窓口
- ・計画相談支援（サービス利用計画作成/継続サービス利用支援）など

II. ★(委託)障害者相談支援センター : 19か所

- ・各区の基幹・中核的役割、自立支援協議会の運営・事務局
- ・上記 I (指定特定/一般障害児者相談支援事業所)の機能
- ・福祉サービス利用援助、社会資源活用のための支援、地域支援機能の強化等
- ・障害支援区分認定調査、支給決定勘案調査

III. 神戸市障害者基幹相談支援センター : 1か所

- ・相談支援従事者の人材育成、後方支援
- ・関係機関、各種協議会、他圏域との連携強化の取り組み等

★障害者地域生活支援拠点 : 各区に1か所

- ・相談機能(障害者相談支援センターを併設)
- ・障害者の日中活動の場、短期入所、緊急受け入れ・対応
- ・地域支援のネットワーク強化、地域の見守り強化、災害時要援護者支援など

神戸市地域自立支援協議会体制図(令和5年度)

神戸市施策推進協議会

市協議会

運営協議会・・・「専門的意見聴取の場」「全体協議の場」

【メンバー】

- ・神戸市医師会、市社協、兵庫県弁護士会 各代表1名
- ・学識経験者2名 ・支援センター代表1名 ・福祉局副局长

【事務局】

- ・障害者支援課

【役割】

- ・区協議会及び課題整理PJからあがってきた事項について、「専門的な意見の聴取」及び「市協議会としての意見」をまとめる。

課題整理プロジェクト・・・「課題集約・整理の場」

【メンバー】

- ・区協議会3～6名 ・市協議会運営協議会代表

【事務局】

- ・障害者支援課 ・障害福祉課 ・基幹センター

【役割】

- ・区協議会で抽出された課題を、「施策推進協議会に市協議会の意見として提出するもの」「制度上の課題として協議するもの」「区協議会で協議するもの」等に整理する。

テーマ別部会・・・「集中協議の場」「実践の場」
(事務局会議にて検討)

【メンバー】

- ・テーマに関連する組織・団体

【役割】

- ・課題整理PJで協議した課題のうち、「市協議会で協議するもの」を集中協議。市協議会として取り組めることを実践。

事務局会議

【メンバー】

- ・課題整理PJ代表、区協議会代表
- ・基幹センター ・障害者支援課

【役割】

- ・課題整理PJからあがってきた全区共通の課題についての検討。
- ・テーマ別部会立ち上げに向けた検討等

区協議会(9区)

各区協議会で、課題抽出・集約・解決に向けての具体的な取組を行う。

区協議会⇔課題整理PJの情報共有等は、強化員会議を中心におこなう。

区自立支援協議会の基本的な考え方

1. 各区におけるこれまでの連携の仕組みや地域の事情を考慮し、各区の状況に応じた組織編制とする
2. **区保健福祉部・各区の障害者相談支援センター・地域の団体**等で構成される「**運営委員会**」を作り、区協議会の推進役として機能させる
3. **障害者相談支援センターに事務局機能**を持たせるとともに、各センターに個別支援ではなく、地域に焦点をあてた支援を行う「**相談支援機能強化職員**」（**コミュニティ・ソーシャルワーカー**）を配置し、区協議会の調整役とする
4. 形骸化させない
（実効性のある連携の仕組みを作る）
5. 対立構造を作らない
6. **地域独自の取組みを推進**させる

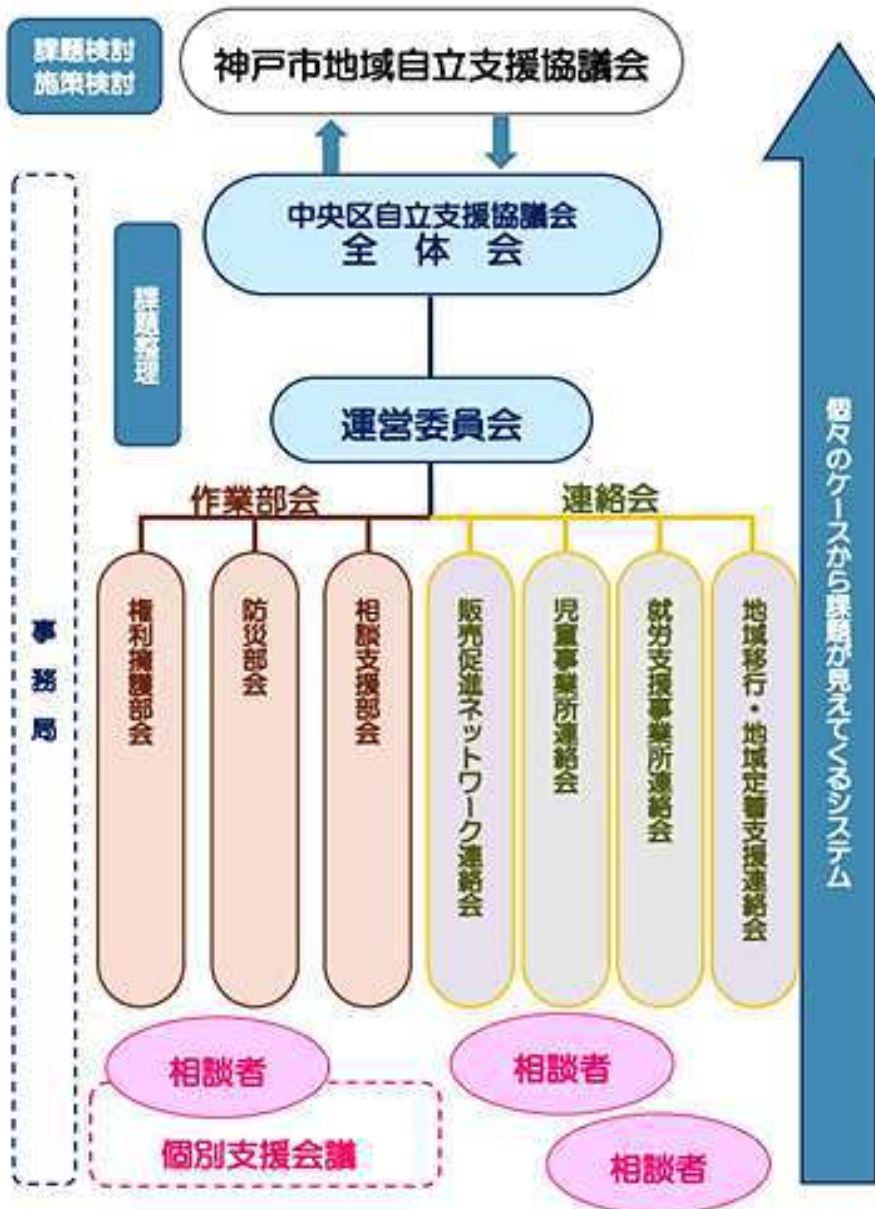
**各区保健福祉部(行政)と
障害者相談支援センター(基幹)が
協働で運営します！
当事者・地域の団体・事業者などが
主体的に参加することが大事！**

例) 中央区自立支援協議会

令和6年度神戸市中央区自立支援協議会総会・全体会資料／神戸市公式イベントサイトより



販売促進ネットワーク連絡会
よって「こー」かって「こー」マーケット



- ▶ 権利擁護部会：研修会・啓発活動
- ▶ 防災部会：災害対策・地域と自助共助
- ▶ 相談支援部会：支援力向上・課題検討
当事者の声・地域との交流を大事にしています！

各連絡会では、

- ・事業所間の情報共有
- ・関係機関の連携強化
- ・事例検討・意見交換
- ・イベントの開催etc.

作業部会と連携します♪

第2回
福祉フェス
2023

「はたらく」をサポートします！

神戸市中央区内の就労系障害福祉サービス事業所が一同に集まり利用方法や活動のご紹介などをいたします。仕事や活動先を探している方、事業所の様子を知りたい方などどうぞお気軽にお越しください。

8/25 [金]
13:00-16:00

神戸市中央区 旧 8フロア 入場無料

会場には手話通訳者が常駐しています

【対象】
当事者（親連のある方）、ご家族・関係機関の方
上記以外でも参加が出来ます。ご来場してご参加いただける方
や障害者手帳、自立支援医療をお持ちの方

【参加事業所】
就労移行支援事業所/就労継続支援A型・B型/
自立就労センター

【問い合わせ先】
いずみのみらい支援相談センター
Tel.078-200-5611 Fax.078-200-5657
たしはな障害者相談支援センター
Tel.078-367-6651 Fax.078-351-1660

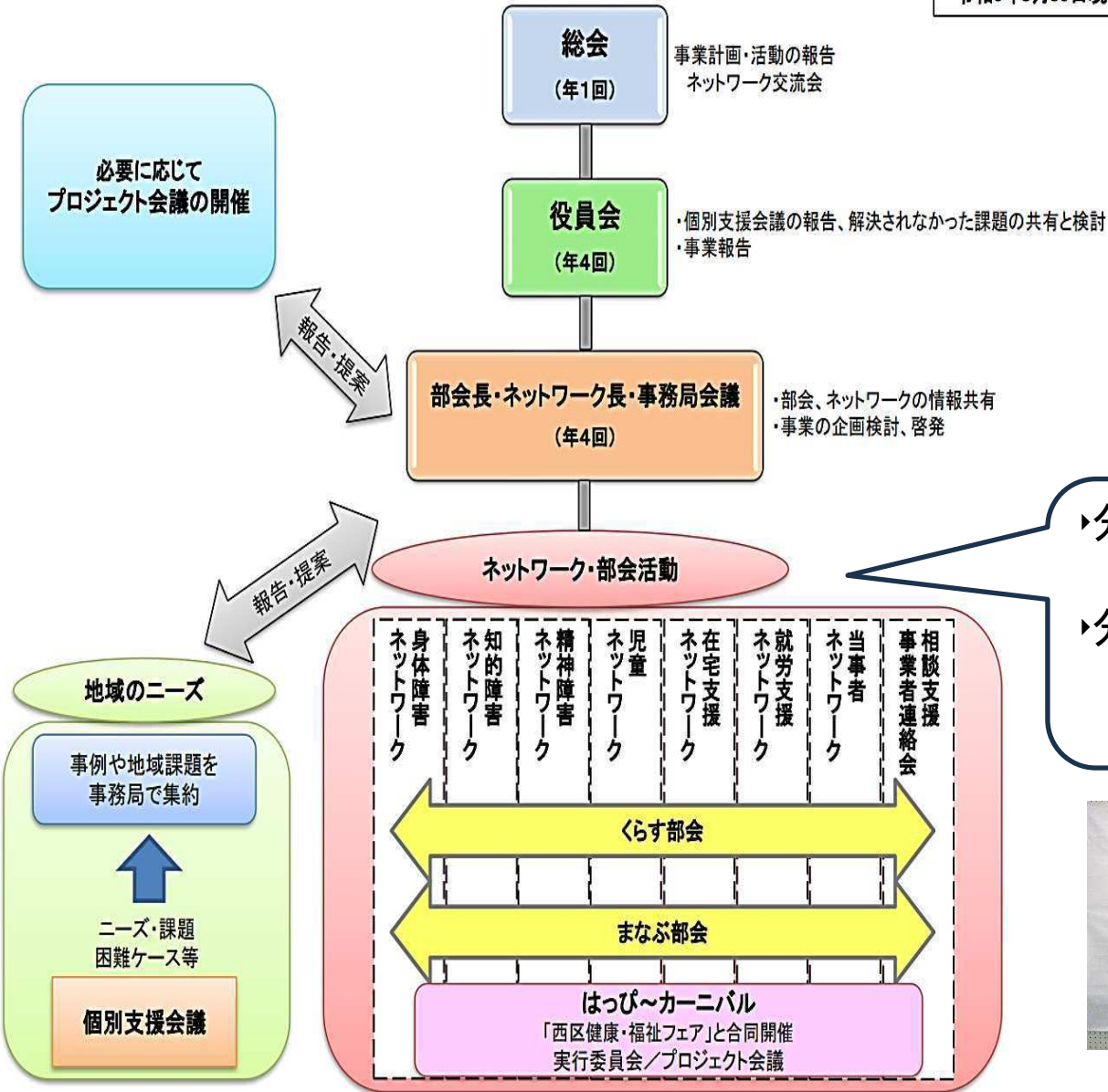
【主催】中央区自立支援協議会 就労支援事業所連絡会

例) 西区自立支援協議会

令和6年度神戸市西区自立支援協議会
総会・全体会資料より

KOBE WEST NET(西区自立支援協議会)組織図

令和6年5月30日現在



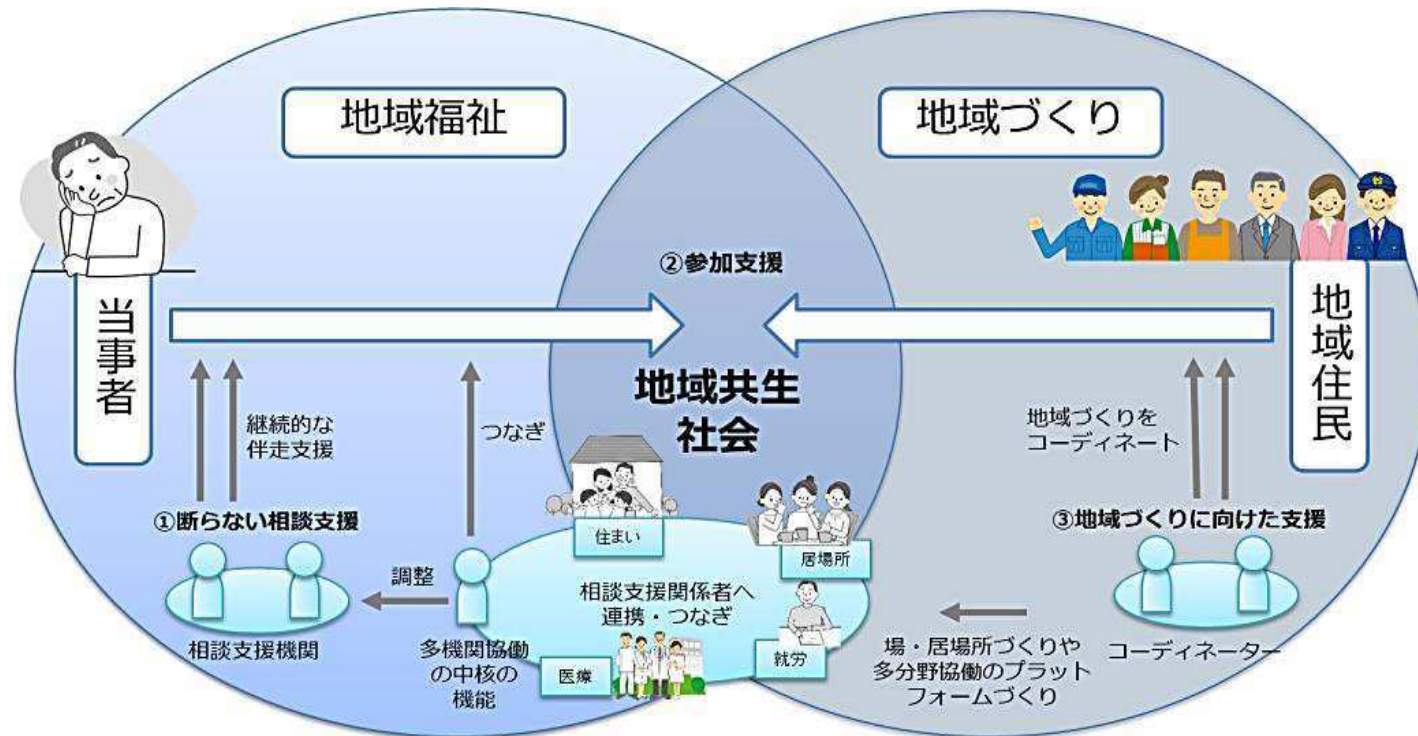
当事者ネットワーク部会
応急処置講習会

分野別のネットワークで
情報交換・共有、事例検討…
分野を越えてつながる部会で
地域の課題に取り組む！
恒例イベントの開催も 😊



「障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、
住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、
安心して暮らし、活躍できる*」
まちをつくるために

*神戸市障がい者プラン基本理念より



地域生活支援のアプローチ
(孤立・排除から地域とつながる)
(当事者主体)

地域づくりのアプローチ
(孤立・排除しない地域づくり)
(住民主体)